

《 保育所等の認定基準および必要書類について 》

保護者（父・母）が以下の条件により児童の保育を必要とすると認められる場合、保育所等を利用することができます。以下の条件を満たすことを証明する書類を申請書に添付してください。

事 由	必 要 書 類	児童の保育を必要とすると認められる要件
就 労	就 労 証 明 書 （4月入所申込みは 令和5年10月以 降、それ以外は3か 月以内に発行された もの）	居宅外で、週3日以上（日曜日は含まない。）で、かつ、実務で1日4時間以上の仕事をしていることを常態としている場合
		自営等で、週3日以上（日曜日は含まない。）で、かつ、実務で1日4時間以上の仕事をしていることを常態としている場合
育 児 休 業	就労証明書の「育児に関する休業・短時間勤務制度に関する項目」にも必要事項を記入	保護者が育児休業から復帰する月の前月からの入所の申込みができます。（4月入所を希望される場合は、5月31日までに職場に復帰することが証明されていること。）
出 産	・母子手帳の写し ・出産予定日報告書	出産の場合（出産予定月を挟んで前後2か月の計5か月以内） ※ 出産要件の前後も、出産以外の要件に該当していること。
疾病・障害等	・診断書または障害者手帳の写し ・病気等状況報告書	保護者が病気や負傷または心身に障害があり、療養をしなければならない場合（診断書は、4月入所申込みは令和5年10月以降、それ以外は3か月以内に発行されたもの）
介護・看護	・診断書または障害者手帳や介護保険被保険者証等の写し ・介護・看護状況報告書	長期にわたる病気や負傷で療養または心身に障害のある親族の看護に常時当たっている場合（診断書は、4月入所申込みは令和5年10月以降、それ以外は3か月以内に発行されたもの）
災害復旧	具体的状況を証明する書類	地震、火災や風水害などの災害に遭い、家屋の破損のため復旧等に当たっている場合 ※事前にこども育成課保育・幼稚園係に御相談ください。
就 学	・在 学 証 明 書 ・授業カリキュラム	週3日以上（日曜日は含まない。）で、かつ、1日4時間以上、居宅外で、就学または技能習得を行っている場合（自動車教習所・パソコン教室は認められません）。原則として、学校法人の学校、専門学校など
求 職		求職は、保育所等に入所後3か月以内に就労することが条件です。 （保育所等に入所後3か月目の15日までにこども育成課保育・幼稚園係に就労証明書を提出していただきます。※3月のみ10日が締切になります。）
不 存 在		※現況を報告していただく場合があります。
その他、上記事由に該当しない場合は、こども育成課保育・幼稚園係に御相談ください。		
注1 提出された書類の内容に虚偽の事実（就労していないのに証明書だけ書いてもらった、介護の実態がないなど）が発覚した場合、保育所等の利用決定が取消しされます。		
注2 提出していただいた書類の内容について、随時、就労先等に調査、確認をします。また、書類不備等の理由により市役所に来庁いただく場合もあります。		
注3 保育児童の安全確保のため、申込書に保育児童の状況を記入していただきます。 保育児童が疾病等で定期通院している、障害等がある場合は、利用申込みの前に <u>あらかじめ希望保育所等への相談が必要です。</u> なお、このような場合には、身体障害者手帳・愛の手帳等の所持状況の申告が必要となります。		
注4 「内定」での就労証明書を提出した場合、実際に仕事を始めてから再度就労証明書を提出していただきます。内定先と異なる所へ就労した場合、虚偽の証明と判断し、保育所等の入所が解除（退園）となります。		
注5 保育の必要性の事由等を変更するための一部書類はホームページに電子データを掲載しており、郵送による手続きも可能です。郵送での手続きを希望する場合は、手続き内容を事前に御確認の上、必要書類を郵送してください。なお、保育所の入退所（新規入所、転園、退所等）に関わるような手続きは郵送での受付はできませんので御注意ください。また、保育の事由等の変更により保育所等に預けられる期間や時間が変更になる場合があります。		